

秋選管告示第11号

平成29年4月9日執行予定の秋田県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができることとなる日を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成29年3月31日と定めたので告示する。

平成29年2月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美